サービス残業根絶めざして：広島大学の闘い

広島大学教職員組合

04年7月13日、労基局へ告発

広島中央労働基準監督署への告発にあたって

平成16年7月13日
広島大学教職員組合執行委員長　佐藤清隆

本日（平成16年7月13日）、私たちは、国立大学法人広島大学・東広島事業場で行われている労使協定違反、および不払い労働を根絶するために、国立大学法人広島大学長を広島中央労働基準監督署（以下、労基署）へ告発しました。これまで6月16日と6月30日の2度にわたり、労使の話し合いで状況の改善を求めて来ましたが、法人当局の施策に改善が見られず、また申入れに対する回答に誠意が欠けているために、やむを得ずに告発する事態となりました。

1．なぜ告発するのか

私は東広島事業場の労働者の過半数を代表して、本年4月からの非公務員型の国立大学法人広島大学の発足にあたって、東広島事業場の職員の労働条件を規定する労使協定を、広島大学長との間で締結しました。その中で、教員を除く職員の一定の時間外・休日労働を認めるとともに、厳しい限定をつけながら、特別時間外労働を設けることをやむを得ず認めました。これは特別な場合に限定されることを前提として、通常の時間外労働の限度を越える時間外労働についての特別枠を設けるものです。

しかし4月の法人化後に、東広島事業場の多くの職場では、この特別時間外労働の制限をオーバーする時間外労働が恒常的に野放しになってきました。法人化後4ヶ月目になっても、この事態は根本的に変わっていません。この事態を黙視することは、過半数代表者として許されるものではありません。さらに基本的な問題は、法人当局が職員の勤務時間の把握を怠っていることにあります。また労働基準法は、時間外労働に対する割増賃金の支給を使用者側に義務付けていますが、本事業場においては（1）勤務時間の適正な把握がおこなわれておらず、（2）使用者側の予算の範囲内に時間外労働の支払時間が制限されているため、不払い労働が生じています。これらの違反はいずれも刑事罰（30万円以下の罰金、ないしは6ヶ月以下の禁固刑）の対象となる重要な問題です。

ここに述べた労使協定違反と不払い労働を根絶するためには、労基署の調査が不可欠と認識して、広島大学教職員組合は、広島中央労働基準監督署に告発をいたします。

2．このままでは未来永劫、過重労働と不払い労働がつづく

私たちは広島大学が高度な教育研究を行い、その社会的な責任を果たすために誠実に勤務しています。しかしその勤務条件は、労使協定と労働基準法に則るべきであり、それらからの逸脱があってはなりません。使用者の責任とは、「労使協定の範囲において働かせ、働いた分の賃金は払う」ことに尽きます。事あるごとに「大学も民間を見習わねば」とされている民間企業では、これが常識です。広島大学が、このような社会的常識を逸脱していてよいのでしょうか？

仮に大学の運営上に必要な過重任務が生じ、なおかつ運営費交付金を中心とする財政的保証に問題がある場合には、必要で最適な人事配置と可能な限りの勤務の軽減化を図ることが求められます。まさに、そこにこそリーダーシップが問われるのです。しかし残念ながら本事業場では、正確な労働実態が把握されないままに、次から次へと新しい仕事が上から降りてきて、「自分の仕事はきちんとやりたい」という労働者の誠実さにつけ込んで、脱法的な過重勤務と不払い労働が放置されているのです。職員の物理的な勤務能力以上の仕事が押し付けられ、その上ただ働きをさせられている状態が続けば、職員は疲弊し、いずれは正常な勤務が妨げられ、広島大学の社会的責任を果たせなくなります。

法人当局は、法人への移行期だけの、一時的な過重労働だといいますが、それは不払いの理由にはなりません。さらに、来年度からは、効率化係数により運営費交付金が減額され、いっそうの財政難となります。今ここで事態を根本的に改善しなければ、現在以上の過重労働と不払い労働が、未来永劫続く可能性があります。私たちは、それを認めるわけにはいきません。

'04.7.9 中国

広島大を労基署に告発
きょう教職員組合「割増賃金 不払い」

広島大教職員組合（広）は、「長時間に上乗せしたが賃金未払い」労基署に調査要求

'04.7.14 産経

広島大教職組が告発
時間外労働 賃金未払い 労基署に調査要求

広大教職組
残業代不払いは違法
労基署に行政指導求め申告

「ひろば」04年6月16日号

'04.06.16　hard copy ひろば　hard copy ひろば　'04.06.16

何が特別？　広島大学ではこんなことがまかり通っている

これが「特別時間外労働」恒常化の実態です！

組合執行部による6月突入調査報告

東広島編

「特別」と知らぬ残業者
説明も同意もなしの
無責任な実態鮮明に

霞編

二四時間システムに
日勤職員のみで対応

翠編

サービス残業前提の
教育現場最前線

HIROSHIMA UNIVERSITY UNION　HIROSHIMA UNIVERSITY UNION

「ひろば」04年7月6日号

'04.07.06　hard copy ひろば　NO.7　hard copy ひろば　NO.7　'04.07.06

広大の「休日・時間外労働記録簿」と厚労省基準はこんなに違う

始業・終業時刻記載欄がない、休日・時間外労働日しか付けない
広島大学の「休日・時間外労働記録簿」

「基準」の考え方
厚労省通知平成13年基発339号より本紙が要約

厚生労働省「基準」の内容
（労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準）

休日・時間外労働記録簿の作成要領等について（抄）　（広島大学事務局作成）

HIROSHIMA UNIVERSITY UNION　3　2　HIROSHIMA UNIVERSITY UNION

「ひろば」04年8月11日号

HARD COPY ひろば　'04/08/11　No.8
発行　広島大学教職員組合
〒739-0046　東広島市鏡山1-7-2 広島大学内
TEL 082-422-7556　（内線・東広島5390）
http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/
mail : nagatari@hiroshima-u.ac.jp（ひろば担当）

労基署が改善指導

四月に遡り超勤時間の再調査求める

休憩付与義務違反含め、組合の主張を認定

hard copy ひろば　'04.08.11

大学を労基署に告発

「労働時間把握なし」に驚く監督官

島根大学では六月に労基署が立入調査
四月に遡って超勤手当支払うよう是正指導出る

HIROSHIMA UNIVERSITY UNION

2005年度『時間外労働協定』

- １ヶ月４２時間まで。特別時間外労働は１ヶ月７０時間まで。
- 労働者代表への残業実績の通知を義務づけ
- ３月に１回程度の状況確認協議を義務づけ

これに基づいて４月の残業実績(下の文書参照）を出させましたが、最大職員数の東広島事業場、霞事業場で再び労使協定（最大で１ヶ月７０時間）を超える残業＝違法残業が 判明しました。正確に労働時間の実績を出せば、「財政的手当をするか」「仕事を大幅に削減するか」以外に、違法残業を解消する手段がないことが自明と なってくるでしょう。

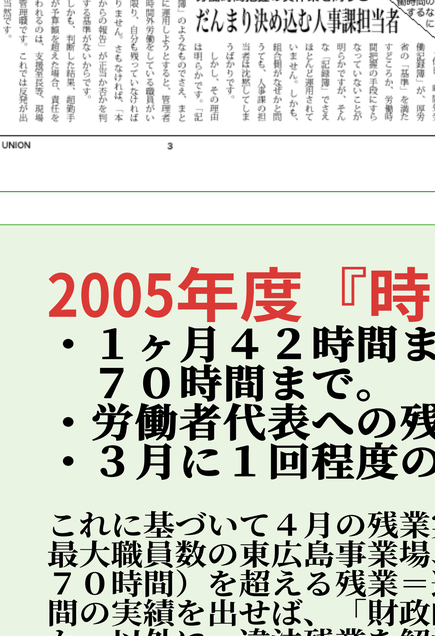
平成17年8月26日
東広島地区事業場職員代表
佐藤清隆　殿
広島大学長　牟田泰

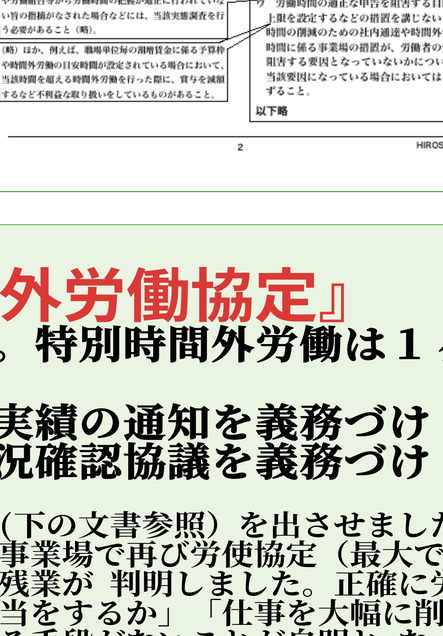
平成17年8月26日
霞地区事業場職員代表
山持孝子　殿
広島大学長　牟田泰